



軽自動車税の税率（税額）

軽自動車税は、毎年4月1日現在の登録車両の所有者に対して課税されます。

このうち、軽三輪及び四輪の軽自動車には、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けたもの（初度登録）から新しい税率が適用され、それ以前に登録された車両は改正前の税率に据え置かれます。

ただし、環境への負担を考慮し、初回新規登録の車両で基準を満たしている場合には、**翌年度のみ**軽自動車税に軽課（グリーン化特例）が適用されます。

また、初回新規登録から13年を経過した車両は、翌年度以降の軽自動車税に重課が適用されます。

車 種 名	改正前 税 率	R7.4～ 改正後 税 率	軽課（グリーン化特例）			重 課 ※下記参照
			約 25% 軽減①	約 50% 軽減②	約 75% 軽減③	
原付第一種 50cc以下	2,000	2,000				
特定小型 定格出力 0.6kw以下	2,000	2,000				
新基準 総排気量 125 cc以下かつ最高出力 4.0kw以下	—	※3 2,000				
原付第二種(乙) 90cc以下	2,000	2,000				
原付第二種(甲) 125cc以下	2,400	2,400				
原付ミニカー	3,700	3,700				
農耕作業用	2,400	2,400				
小型特殊	5,900	5,900				
軽二輪 250cc以下	3,600	3,600				
軽三輪	※1 3,900 (旧 : 3,100)	※1 3,900 (旧 : 3,100)	3,000	2,000	1,000	※2 4,600
四輪乗用(営業用)	※1 6,900 (旧 : 5,500)	※1 6,900 (旧 : 5,500)	5,200	3,500	1,800	※2 8,200
四輪乗用(自家用)	※1 10,800 (旧 : 7,200)	※1 10,800 (旧 : 7,200)	8,100	5,400	2,700	※2 12,900
四輪貨物(営業用)	※1 3,800 (旧 : 3,000)	※1 3,800 (旧 : 3,000)	2,900	1,900	1,000	※2 4,500
四輪貨物(自家用)	※1 5,000 (旧 : 4,000)	※1 5,000 (旧 : 4,000)	3,800	2,500	1,300	※2 6,000
ボートトレーラー	3,600	3,600				
二輪小型自動車 250cc超	6,000	6,000				

改正後税率は、R7.4.1施行

※1 は、H27.4.1以降に初めて車両番号の指定を受けたもの（初度登録）から適用

（それまでに登録された車両は改正前の税率を適用）

※2 は、H28.4.1以後に、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した翌年度から適用）

（平成21年3月以前に初度登録をした場合、ガソリンハイブリッド車等を除き、令和4年度からは重課です。）

①約25%軽減対象

・令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成車（営業用乗用車に限る）

②約50%軽減対象

・令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%以上達成車（営業用乗用車に限る）

③約75%軽減対象

・電気自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制10%低減または平成30年排出ガス規制適合）が対象

※3 は、R7.4 以降より登録受付。ナンバープレートは、総排気量 50 cc以下の原動機付自転車と同様

車検証で
確認を！

お問い合わせ: 福津市市民部税務課資産税係 (0940-42-1111(代) 0940-43-8118(直))

※福津市以外で登録された場合は、各市町村の軽自動車税担当者にお問い合わせください